

東ドイツにおける農業集団化をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村田, 武 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/37292

東ドイツにおける農業集団化を めぐって

村 田 武

I 東欧人民民主主義革命と農業変革

(1) 東欧人民民主主義革命研究について

第2次世界大戦後の東欧諸国の変革過程は、反ファシズム統一戦線政府の成立を基礎に、まずその第1段階（反ファシズム民主主義革命）での徹底した土地改革、重要産業の国有化または国家統制、国民経済の復興から、第2段階（1948年以降の社会主義への移行の開始）における工業化と農業の社会主義的改造による国民経済全般の社会主義化という、一般に「人民民主主義革命」と総称される経過をたどった。

この東欧人民民主主義革命については、わが国でも社会主義経済論の分野で大きな研究対象となってきた。とりわけ、東欧の戦後の変革過程をソ連邦におけるネップ期の経済政策と比較対照しながら、両者の基本的相異点を明らかにすることについては、これまでにすでに相当の蓄積が諸先学によってなされているとみてよからう。

たとえば、齋藤稔氏は東欧人民民主主義革命を社会主義への過渡期の段階、「ソ連型過渡期」の過程（1945-60年）としてとらえ、ソ連邦での社会主義建設の過程と対比し、東欧の1945-48年は、ソ連邦のネップにおける復興期（1921-25年）に対応するものとして、その基本的な相異点を次のように整理した。⁽²⁾つまり、(1)政治的側面ではソ連邦におけるソヴェト制度と東欧における人民民主主義制度という相違。(2)経済的側面では、第1に、土地所有制度においてはソ連邦の十月革命による土地国有化と国家的所有の土地を基盤とする農民の小商品ウクラードの存在と土地国有をてこととする農業集団化に対するに、東欧諸国での農民の土地私有を容認した「勤労農民的土地所有」の成立とそれを前提にした農業集団化による「協同組合的土地所有」への転化という相違。第2に、工業化水準では、東欧諸国をソ連邦の当時に照応する経済的後進性として一括するのは不適當であって、少なくとも3グループに区分できる。(ちなみに小稿で問題とする東ドイツは、チェコスロヴァキア

とならんで西欧工業諸国に接近した工業化水準にあった。)第3に、対外経済関係ないし貿易依存度については、ソ連邦と異なって東欧諸国では一国社会主義的工業化は不可能であって、対外経済関係を再生産構造の不可欠の構成部分とする。

このように東欧の反ファシヨ民主主義革命のソ連邦ネップ期との相違点を指摘したうえで、斎藤氏は、「ほぼ1948年ごろには、東欧全体において社会主義的変革への準備段階が終了し、明確に社会主義への移行をめざした諸方策が実行されるにいたった」として、「これらの国別の相違をこえて、各国ともに社会主義建設への前提としての、主要な生産手段と流通手段の国有化と、地主的土地所有の一掃・勤労農民経営の育成強化をめざした農業改革の実施とが、共通の課題として存在した。この課題は、いずれも1948年年央ごろまでにはほぼ解決され、これ以降には、ユーゴを除く東欧諸国は、共通の問題意識と類似した経済政策とをもって社会主義への特殊な過渡期の主要な課題——経済における多ウクライド制の清算——にとりくんだのである。すなわち、まずはじめに非農業部門における産業国有化によって社会主義的な生産関係の創出を意図し、これと小商品生産的農民経済との結合をつくりあげ、ついでこの結合を利用しながら工業化の過程で農業を社会主義的に改造し、国民経済全般にわたる社会主義的再生産構造を確立することが、この過渡期の戦略であった。」⁽³⁾と総括している。

また、東欧諸国の農業集団化問題をとくにとりあげ、その研究にさいして一国史的観点を脱却して、ソ連邦をふくめた共産圏全体の動向の一部と見る観点の必要性を強調したのが木村英亮氏である。⁽⁴⁾氏は、東欧諸国の農業集団化(とくに1949—53年の時期のそれ)へのソ連邦の影響の大きさを論証しつつ、農業問題における東欧とソ連邦との相違点を次の3点で要約した。第1に、農民的土地所有の定着度で東欧とソ連邦との差が大きいこと、第2に、集団化の緊急性では東欧はソ連邦ほどでなかった、つまり富農の力の相対的弱さ、農産物の商品化率問題での緊急性のゆるやかさ、国際的干渉に対するソ連邦の存在などが東欧での選択の幅をより大きくし、理論や方針の占める役割が重要であったとしたのである。

このような東欧人民民主主義革命とソ連邦ネップ期との比較研究においては、全体としては人民民主主義革命の一環としての農業集団化における東欧各国の共通性の抽出に主眼がおかれてきたのであって、そこでは歴史的諸条

件やその他の諸要因にもとづく各国の特殊性にふれつつも、木村氏の言葉を借りれば、むしろ「農業集団化等の過渡期経済についての一国史的観点」⁽⁵⁾を克服することがめざされたといえよう。そしてこのような研究方法が東欧人民民主主義革命論の構築にとっては不可避のものであったことについては肯定的な評価がなしうるのであろう。

(2) 東欧人民民主主義革命と農業変革

東欧の人民民主主義革命を農業変革の側面についてみれば、第1段階における土地改革をへて、ほぼ1948年ごろには社会主義への過渡期の主要な課題——つまり農業集団化——にとりくむ段階にたちいたるという周知の認識の根拠になっているのは、図1に示した各国の土地改革から農業集団化への経過である。反ファシズム国民戦線政府の成立にともない、いずれの国々も農業部門ではただちに土地改革に着手し、ほぼ1947年から48年にかけてそれを完了したこと、次いで1948年6月のコミンフォルム決議（ユーゴスラヴィア追放）を契機に農業集団化を開始したこと——集団化の開始が例外的に遅れるのが東ドイツ——、1953年（スターリン死去）から56、57年までは「調整期」、つまり集団化にとっては停滞期であり、58年以降60、61年までにかけて、ポーランドとユーゴスラヴィアをのぞく各国ではふたたび集団化が促進され完了段階に到達することが理解されよう。この過程を西ドイツのTh. ベルクマンは図2のように簡明に図示している。

ここではふたたび齋藤氏の総括的見解を要約することによって、さしあたり東欧諸国の土地改革と農業集団化を理解しておくことにしよう。⁽⁶⁾

第1に、第2次世界大戦後の東欧諸国の土地改革は、社会主義的大規模農業経営を一挙に創出することを意図したものではなく（「当時の政治的状況のもとで、土地改革が社会主義への明確な展望をもって実施されたわけではない」）、農民自身の要求に規定されて、地主的土地所有（主として50ha以上）を廃止し、その収用地の大部分を勤労農民と農業労働者に分割すること、農民の私的土地所有権を確認する方向でおこなわれた⁽⁷⁾。東欧諸国においては、帝政ロシアとは異なって私的土地所有観念が広範化していたのであって、今世紀初頭以来の農民運動の主目標は、「個別的私土地所有権の確立を基礎とした自立的な勤労農民経済の創出」であったから、農民との同盟、農民政党との協力を反ファシヨ統一戦線政府がめざすかぎり、土地国有化を基礎とした土地改革の実施は不可能であった。

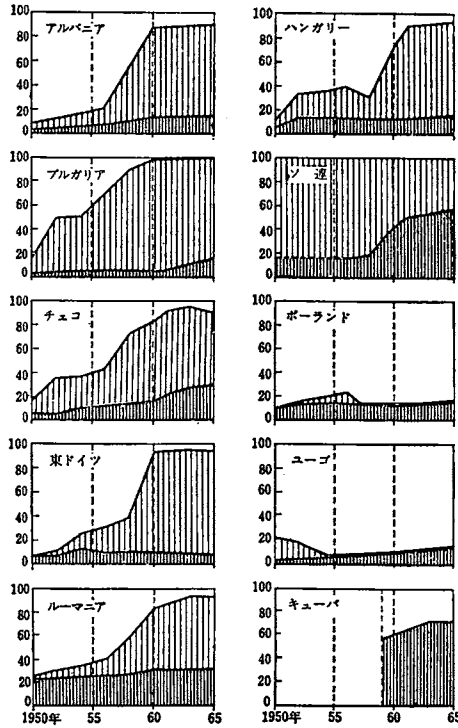
図1 東欧諸国の土地改革と農業集団化

(%) 農用地集団化率

	1945年	1948.6 コミンフォルム決議	1950	1953.3 スターリン死	1955	1956.2 ソ連共産党第20回党大会	1960
東ドイツ		45.9土地改革(330万ha) (45.5敗戦ソ連占領)	(49.10) (DDR成立)		52.7農業生産協同組合化 (52.10LPG模範定款) (11.6%)	58	完了 (84.2%)
チェコスロ ヴァキア	(民族戦線 政府成立)	45.5 45.6 47中 ドイツ人・ハンガリー人 の大土地没収(264万ha)	48.1 48.3 新土地法 (85万ha)	土地改革再審査(95万ha)	49.2単一農業協同組合法	57 (36%)	完了 (90%)
ポーランド	44.744.9 (民族解 放委成 立)	45.1 土地改革布告 (879万ha) (臨時政府)			農業生産協同組合 (6カ年計画)	56.7 57 ボズナニ事件 (9.2%) (1%)	
ハンガリー	44.12 (テブレツェン 臨時政府)	45.9(全国臨時政府) 45.3土地改革布告 (320万ha)	48.2 48.6 共同化決定	50.5 (16.8%)	(自立的農業生産 協同組合模範定款) (22.6%)	57.8 (8.5) (13.5) (41.1)	(76%)
ルーマニア	44.8 (民族民主 連立政府)	45.3土地改革法 (144万ha)		51	53.6		62.4 完了(93.4%)
ブルガリア	44.12 (臨時政府)	46.3土地改革(18万ha) 45.4(勤労土地所有権法) 勤労農業協同組合法(3.1%)	48	50		完了 (98.0%)	
ユーゴスラ ヴィア	44.11 (ベオグラード 解放) 43.11(臨時政府)	45.8土地改革法	49.6		農業協同組合基本法	完了 (7%)	66 (14.5%)
アルバニア	44.11 (全土解放)	45.8土地改革 (32万ha)			54.11		65 (80.5%)
		46農業協同組合			農業集団模範定款		

(注) 宇高基輔「東欧諸国における土地改革と農業の社会主義的改造」(本文の注(7)参照)などを参考にして作成した年表である。

図2 社会主義諸国：農用地に占める社会セクターの割合、1950～65年



□ 私的セクター ▨ 集団的セクター ▩ 国営セクター

出所：Theodor Bergmann, Studienmaterialien zur Agrarpolitik und Agrarwirtschaft sozialistischer Länder, Offenbach, 1973（相川哲夫・松浦利明訳『ベルグマン 比較農政論』，農政調査委員会，1978年，6ページ。）

第2に、農業集団化は、土地改革の結果によってほぼ1948年ごろまでに成立した「いわば農業自体における多ウクラード制」(すなわち、かなりの経済的可能性をもつ中小農民経営の大群としての小商品生産ウクラードの支配的存在と、私的資本主義ウクラードとしての富農経営の一定の比重、および国营部門)の清算を、ソ連邦のアルテリ型集団農場を到達目標として農業生産協同組合(土地私有を反映して、収穫分配基準に各組合員の土地持分を考慮する)の形態による農業の社会主義的改造によっておこなおうとするものであった。「ソ連の場合には、土地国有化による所有と経営の分離が農業集団化のてことして利用されたが、東欧の場合には、土地改革によって強化された

小農民経営における所有と経営の一致が、農業集団化政策によってふたたび分離され、経営の社会化がその結果として所有の社会化への接近（協同組合的土地所有への転化）をもたらしたのである。⁽⁸⁾

1948年6月のコミンフォルム決議以降、おおむね強行的な集団化の過程がはじまったが、農業生産協同組合（「土地共同耕作組合からアルテリ型集団農場への移行の中間に」位置する）が組合員の生活水準の向上を実現できず、土地の持分による支払いが軽視されるなどのなかで、1953—55年には一定の政策転換を必要とした。重工業の強行的発展、強行的農業集団化が農業への投資の軽視とあいまって、農業生産を停滞させ工業と農業との正しい経済的連関を破壊したことへの反省がみられた。この1953—55年の政策転換期には、「小農民経営の本来の限界の指摘よりも小農民経営の発展の可能性の評価に重点」⁽⁹⁾がおかれた。しかし、各国（ユーゴスラヴィアとポーランドをのぞく）では、1956—58年に農業集団化がふたたび加速され、1960年代初頭には基本的に完了した。1950年代なかばの状況——一方では工業において国営部門が支配的で国家はそれに依拠して工業化を推進し、国営商業を通じて農村経済への規制力を持っているのに対し、他方で農村においては圧倒的な比重を持つ中小の個人農民経営が生産力的になかなりの可能性を示しつつ私的土地所有を基盤として成立している——のもとでは、「農業集団化を強行せず小農民経営と長期的に共存して行く方向もまた可能であった」⁽¹⁰⁾

以上のように東欧諸国の農業集団化を理解する斎藤氏は、さらに1950年代後半の集団化過程について次のような補足をおこなっている。すなわち、①50年代後半の集団化においては、基本的にはソ連のアルテリ型集団農場がめざされたが、MTSの農業機械の農業生産協同組合への売渡しなど「フルシチョフ農政」に類似した政策もとられ、ソ連の1930年代の強行的集団化とはやや性格を異にすること。②農業集団化は農業生産力よりも生産関係の変革が重視され、農業生産にとってはただちにプラスにはなりえなかったこと。1956年以降、集団化を中止したポーランドにおいては、農業における生産関係の性急な変革よりも農業の技術的改造を重視し、「農業における社会主義のマニュファクチュアの時期」⁽¹¹⁾は不必要であるとして、1960年代以降も農業集団化を推進していない。⁽¹²⁾

(3)東ドイツにおける農業集団化をめぐる

今日では同じく東欧人民民主主義諸国ではあっても、それを農業問題に限

定したとしても、農業の社会主義的改造を基本的に完了した諸国（もちろん、そこには斎藤氏の指摘される農業の社会主義的生産関係に生産力が照応しきれていないという問題は否定できないにしても）と、農業集団化を現段階にいたるも「遷延」させている諸国（ポーランド、ユーゴスラヴィア）とに大きく分岐し、いわば東欧諸国の農業変革の2つの道が存在している。東欧諸国のこのような現状をふまえながら現代社会主義の農業理論を深化させるには、これまでの人民民主主義革命論の蓄積、したがってここでは人民民主主義土地改革、農業集団化に関する各国の共通性ないし一般理論に依拠しながらも、あえてふたたび「農業集団化等の過渡期経済についての一国史的観点」ないし各国のその特殊性の側面に光をあててみる必要があると思われる。

とりわけ、東ドイツは同じく東欧人民民主主義革命の一環として戦後の変革過程をたどったとしても、他の諸国とは異なって、ソ連邦・東欧諸国を侵略したファシズム・ドイツの一部が第二次世界大戦の敗北にともなう米英仏ソ四カ国分割占領のもとでソ連邦の占領下におかれ、そのもとで反ファシズム民主主義変革をおこない、さらに1949年にはドイツ連邦共和国(西ドイツ)の分離独立に対抗して、ドイツ民主共和国として成立をみた国である。一つには、ファシズムからの解放がソ連軍の占領によってはじめて可能となったこと、いま一つには戦後の冷戦体制下にあつてドイツ問題がその焦点であったことは、東ドイツをして反帝国主義国際闘争の最前線の位置に立たしめたこと、これらが東ドイツにおける変革過程にたいして特別の困難——国内における革命勢力の主体的力量ないし国民意識の点でも、また対西ドイツのみならずソ連邦に対する対外政治経済関係の点でも——をひきおこしたであろうことは容易に推察できる。

このような東ドイツの特殊性については、これまでどのように把握されてきたであろうか。

斎藤氏も、「分裂国家としての東ドイツには特殊の政治的・経済的困難があつた」⁽¹³⁾との指摘を忘れてはいない。

竹浪祥一郎氏の⁽¹⁴⁾は、東欧人民民主主義革命論の展開にさいして、各国の特殊性、とくに東ドイツのそれについてはより大きな注意をはらっているとみられる。同氏は、(1)経済発展水準をふくむ戦前の構造、(2)土地改革後の農業構造、(3)産業国有化と社会主義的工業化などの点で東欧諸国間の相違点をとらえ、とくに東ドイツの特殊性については次のような指摘をおこなつ

ている。たとえば、農業集団化の前提ともいべき土地改革後の農業構造については、土地改革によって農村の階級関係が根本的に変革されたことはいうまでもないが、土地改革によって同時に農業経営規模の縮小、「農業の細分化状態の激化」を強調し、「東ドイツをのぞくすべての国の農業経営総数中で5ha未満の経営がしめる割合は61~88%であった」⁽¹⁵⁾と東ドイツが例外的位置にあると指摘した。産業国有化と社会主義的工業化については、「東ドイツのばあいは49年10月の民主共和国成立までソ連の直接占領下にあったこと、西ドイツとの併存をつづけていることなどから事情がちがっている」⁽¹⁶⁾こと（とくに独占企業の没収とその処理をめぐる人民投票がおこなわれたこと）、「(チェコ)、東ドイツには、この種の(「社会主義を建設している農業国を工業国に変える」という意味での)社会主義的工業化は問題にならず、……当面の課題は部門別や地域別の構造的な不均衡を是正することであった」⁽¹⁷⁾ことなどである。

このような前提をもとに同氏は農業集団化を各国別に分析し、東欧諸国のそれが1948年なかば、49年初めから本格的段階にはいるのは、コミンフォルム決議、ソ連の強力な指導によるものであることを強調したうえで、東ドイツにおける農業集団化について次の諸点の指摘をおこなった。

第1に、「東西両ドイツの分割という政治的事情」によって、東欧諸国のなかではもっともおそく1952年に集団化が開始されたということ、第2に当初の集団化が新農民によって担われるとともに、組合員のなかで非農家（もと農業労働者・工業労働者）のしめる比重が高かったこと、第3に当初段階で自発的加入原則侵犯や第Ⅲ型農業生産協同組合の押し付けの誤りがみられたこと、第4に第Ⅰ型・第Ⅱ型など社会化の程度の低い型の比重が高かったこと⁽¹⁸⁾などである。

次に木村英亮氏の場合は、東欧の農業集団化に対する国際関係、ことにソ連邦の方針の影響を評価することをポイントにおいている。そして東欧諸国を「工業発展水準と労働力」を歴史的諸条件の中心において3グループに区分し——このような東欧社会主義の歴史的諸前提の分析、ことに経済発展水準をメルクマールとする東欧諸国の分類は、すでに宇高基輔氏⁽¹⁹⁾にあって、また近年では齊藤氏にあって展開していたところであって、木村氏はそれらを継承しているとみられる——、しかもいま一步ふみこんで、歴史的諸前提としての経済発展水準を農業集団化の条件ないしそれが容易かどうかとい

う評価に結びつけている。たとえば、第1グループ（チェコスロヴァキアと東ドイツであって、さきの斎藤氏は「先進資本主義国型人口構造」をもつ国と規定）は、「工業がかなり発展しており、工業化の蓄積源を農業にのみ求める必要はなく、物質的前提という面では恵まれていた。技術知識も普及しており、過剰人口はなくむしろ工業化のいっそうの進展によって労働力不足の予想さえたえられるほどで、集団化の条件はもっとも備わっていた⁽²⁰⁾」し、第3グループ（ルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラヴィア、アルバニアなどの「農業国」）では、「技術知識の普及、本源的蓄積の必要性を協同化の条件と考えるならば」、「この地方、とくにユーゴは山地が多く、農業経営は粗放的で牧畜が盛んであったという点では集団化に不利⁽²¹⁾」としていることである。かくして集団化の条件がもっとも備わっていたとする「先進国タイプの集団化」を経験することになる東ドイツについては、第1に1953年から55年については各国では集団化調整期にはいり、強制の方法に訴えることはなくなり集団化テンポは停滞するのにたいして、「東ドイツは例外的」に、(53年7月のベルリン暴動とその後の重工業投資削減、賃金課税や価格引下げ等にもかかわらず)、「農業政策は変更されることなく、前年開始されたばかりの集団化運動が継続された⁽²²⁾」としている。第2に、58年以降にいたる集団化完了にむけての時期についても、「もともと、農業の機械化・化学化は進んでおり、収穫率も高く、しかも集団化はまだ第I型を残しておこなわれており、東欧諸国のなかではもっとも無理が少なかったといえる」と、東ドイツにおける集団化の相対的順調さを特徴として強調する見解をしめしている。同氏にあっては、東ドイツにおける集団化の開始が東欧諸国のなかではもっとも遅れて1952年になったのはいかなる事情によるのかという問題——木村氏が東欧諸国の農業集団化に対するソ連の方針の影響を評価することを研究の目的としたことからするなら、東ドイツの農業集団化の開始のおくれ、しかしそれにもかかわらずやはり1952年という時期にそれを開始したということも、この点からの解明が期待されるのであるが——についての検討はなされておらず、東ドイツでは1953年には集団化運動の停滞ないし後退がはじまったこととらえられてはいない。

II 東ドイツの農業集団化をめぐる論点

わが国におけるこれまでの東欧人民民主主義革命研究——1つにはIでみ

た近年のソ連邦ネップ期との比較研究、いま1つは東欧諸国の土地改革・農業集団化比較研究に限定して——や、最近われわれが目にするのできるようになった海外での東欧人民民主主義革命研究をふまえ、さらに東ドイツ国内での研究を追跡するなかで、さしあたり、東ドイツの農業集団化をめぐる諸論点を整理してみたい。

第1に、農業部門での人民民主主義革命における変革をどのように評価するかという問題にかかわるが、東ドイツにおける土地改革から農業集団化への展開ないし転換をどのようにとらえるかという問題である。

この点では、①東ドイツの農業集団化の開始が1952年であったということ、つまり東欧諸国のなかではもっとも遅いということと同時に、それでもなおやはり1952年という時点で、土地改革の完了（本来の土地改革期は1945～46年とみられる）からそれほどの時間的へだたりなしに農業集団化を開始した、ないしは開始せざるをえなかったのはなぜかが問われなければならない。

②また、これとかかわって東ドイツの土地改革の性格、農業集団化との関連の問題では、土地改革後の農業構造、とりわけ土地改革後の農民層分解と経営階層区分について東ドイツをどうとらえるかである。⁽²⁴⁾これこそが、土地改革後の農民層分解の激化による農村内部での新しい搾取関係の発展、農業生産拡大の困難を論拠に農業集団化が避けられないことを主張してきた東ドイツでの通説を再検討するポイントである。

③さらに、この土地改革後の農業構造は、一方では人民民主主義政府の「中農・富農対策」の当否、他方では農業集団化運動の担い手がだれであったかという問題に直結している。東ドイツでの土地改革後の農業構造の特徴をおさえ、農業集団化の当初の中心的担い手が新農民であり、農業労働者・工業労働者であったとされることの意味と、それが東欧諸国のなかでどれほどの独自性をもつかである。⁽²⁵⁾

第2に、1952年に開始された農業集団化の諸段階をどう評価し、理論的にはレーニンの協同組合計画との関連で東ドイツの農業生産協同組合をどう見るかという問題である。

①まず、農業生産部面での協同組合、つまり農業集団化に先立ついわゆる「流通部面の協同組合」の意義について東ドイツをどう見るか。⁽²⁶⁾

②集団化の諸段階において、東ドイツでは1953—54年の調整期および1956—58年での集団化の停滞をどうみるか、同時に強行的集団化における「自発

的加入原則の侵犯」問題をどうみるかの問題である。⁽²⁷⁾

③東欧における農業集団化のソ連邦のそれとの対比のうで強調されてきた土地私有の問題と、農業生産協同組合の社会化水準での型（諸段階）およびその構成比（東ドイツでは集団化初期と1960年の完了期に第Ⅰ型が多かった）のもつ意味をどう考えるか。⁽²⁸⁾

④さらに、農業の社会主義的改造において、国有農場の位置と役割をどう評価するか。

⑤そして最後に、農業集団化運動によって創設されていく農業生産協同組合を、農業経営構造のレベルの問題として分析していくことである。すでに私は別稿で東ドイツにおける土地改革をその土地所有構造変革の側面にとどまらず、ユンカーの大土地所有制にもとづく資本主義的大農場経営の解体による農民経営への農業経営構造の変革の側面から分析することの重要性を強調してきた。創設まもない集団経営が個別農民経営（とくに中農・大農層）との比較で「大経営の優越性」を発揮できなかった事実は何も東ドイツにとどまらないが、集団経営がその経営力を期待されたほどには発揮できなかったことの要因として、強行的集団化・「自発的加入原則の侵犯」に対する農民の抵抗を無視できないことはいうまでもないが、それにとどまらず、ここには東ドイツにそくしていえば集団化初期段階には農業生産協同組合設立の主たる担い手となった新農民経営から社会主義的大農業経営への農業経営構造の変革にともなう客観的・経済的諸困難——これは一般に農業機械化水準を中心とする農業生産力の発展水準が集団経営の生産力発揮を可能とする水準にあったかどうかという議論に限定されてきた——をおのずから予測させるものである。つまり、農業集団化が農民経営から社会主義大農業経営への農業経営構造、したがって農業生産様式の質的飛躍をうちにふくむ問題であることに実証分析の焦点をあてることが、もっとも重要な課題となっているといえるのである。

ここでは以上の論点整理のうちで第1に掲げた問題のなかの、農業集団化の開始をめぐる問題についての若干の検討にとどめざるをえない。

〔東ドイツにおける農業集団化の開始をめぐる〕

さきにもみたように、東欧諸国の多くは1948年のコミンフォルム決議を契機に農業政策を転換させ集団化方針を採用した。コミンフォルム決議によっ

て「農村における誤った政策」を批判された当のユーゴスラヴィアでさえ、
集団化政策をいっそう強化する状態であった。このことについては、F・フ
ェイトやA・ゲルラも注目している点である。コミンフォルムの設立（19
47年9月）と、またその設立から1年もたたないうちにユーゴスラヴィア追
放決議がなされる背景については、A・ゲルラが、フェイトの所論にも賛
同しつつアメリカ合衆国のトルーマン・ドクトリン、マーシャル・プラン（さ
らに核恫喝）などのソ連封じ込め、冷戦戦略にたいするソ連邦（したがって
スターリン）の「社会主義陣営」への東欧諸国の総合——その基本目標は人
民民主主義全陣営をソ連邦を中心に統一するだけでなく、ソヴェト・モデル
を中心に統一することであった——という国際情勢を重視すべきだと強調し
ているのがそれである。⁽³¹⁾

ところで、東ドイツは1949年10月のドイツ民主共和国の成立にいたるまで、
ソ連軍占領下にあつて、ドイツ社会主義統一党（SED）もコミンフォルムに
は参加していない。

東ドイツにおいては、1948年6月28日にコミンフォルム決議が発表された
直後、6月30日には、SED中央委員会幹部会名で、「農民所有地に手をふれる、
いわゆる新土地改革がせまっているといったうわさは、意図的な虚偽である。
農民の土地所有は侵害されなかったし、今後も侵害されることはない⁽³¹⁾と、
集団化の意図を明確に否定した事実がある。1950年11月25日にも、ドイツ民
主共和国閣僚評議会議長O・グロテボールがいぜんとして集団化を否定して
いた。ところがそれよりわずか1年半あまりのちの1952年7月には、SED第
2回党協議会における農業集団化方針の提起へと急転回するのである。

竹浪氏が東ドイツの農業集団化が1952年に開始されるのは、「東西両ドイツ
の分割という政治的事情によるものであった」としたのはすでにみたとおり
である。

東ドイツでの集団化が49年ではなく、52年に開始されるにいたった事情に
ついて、これまでそれなりに説得力のある解明をこころみたのは、西ドイツ
のK.-E. ヴェデキンである。

「東ドイツにおける戦後10年間の農業政策は、その他の東欧諸国のいずれ
よりもいっそう明白にソヴェトの意志をあらわしている⁽³²⁾とするヴェデキン
の見解をまとめてみよう。

1949年10月のドイツ民主共和国創設まではソ連軍支配下におかれた東ド

イツにとって、ソ連邦の影響は党レベルなどでの間接的なものにとどまらず、直接的かつ公式の指令権限にもとづくものであった。ソ連邦の対外政策上の利害が東ドイツに直接の影響を与え、1948年の通貨改革、およびその後の西ベルリン封鎖までは、東ドイツでの政策が西側連合国および西ドイツ、西ドイツ世論にたいしてどのような影響を与えるかという配慮が大きく働いていたこと、このことは東西ブロック間の分裂がもっと大きくなったのちもそうであった。戦後初期には農業集団化の意図は厳しく否定されたし、1948年以降も東ドイツでは農業政策の公然たる目標ではなかった。

スターリンがドイツ再統一問題について、1952年3月に西ドイツ政府あてに発した書簡——再統一したドイツの中立化ないしフィンランド化の希望を放棄しておらず、この目標のために一定の譲歩の用意があるとするもの——が不首尾に終ってはじめて、東ドイツでの集団化が政策目標とされる⁽³³⁾。

ヴェデキンのこのような東西ドイツ問題とスターリンの外交政策とのかかわりで東ドイツの農業集団化政策を説明する立場は、A・ゲルラの採用するところでもある。

ゲルラは、1952年に実施された農業集団化（その他手工業・商業等の国有化）などへの路線の転換は、「ドイツ民主共和国の国内情勢の首尾一貫した論理的発展としてではなくて、基本的には、ドイツ問題についての旧連合国間の意見の不一致がドイツ統一の見通しを危うくし、ボン政府が民族全体の代表政府を名乗るようになったときに、ソ連邦がドイツの地に社会主義国家を設ける方針を決定したからにほかならない。スターリンの意図は、あれほど短期間にドイツ民主共和国にきわめて根本的な改革を実施することで統一論議に終止符を打つことにあったのか（まったく異なった政治・経済・社会構造をもつ2つのドイツを単一の国家に統一することを主張するわけにゆかないことは明白だから）、それとも連合諸国に即時交渉を強要して統一を急速に避けがたいもの⁽³⁴⁾にすることにあったのか、まだまったく明らかでない」としている。

1952年7月のSED第2回党協議会で集団化方針を決定せしめるにいたる直接の契機となったのは、おそらくヴェデキンやゲルラの指摘するような戦後国際関係における東西ドイツ分裂と冷戦体制下でのソ連邦の対東ドイツ

政策であったとする考えに首肯できるであろう。問題は、この1952年における農業集団化方針の採用が、当の東ドイツ国内においては、東西ドイツ問題との関連では語られることがあっても、ソ連邦スターリン路線との関係は不問にふされ、逆にそのことの裏がえしとして、農業集団化の東ドイツにおける社会主義建設過程での一般的不可避性の論証にとどまらず、あえて1952年時点においてすでに東ドイツ農業そのものにおいて集団化が社会的・経済的に不可避となったことを、SED中央が強調し、その「論証」に多数の農業研究者が動員されたことであり、今もってそれが政治的にも理論的にも克服されていないことである。そのような農業集団化不可避論の「論証」の中心問題が土地改革後の農業構造なり農民層分解にかかわる問題である。この検討については他日を期したい。

〔注〕

(1) 斎藤稔氏の東欧研究には以下の諸論稿がある。「東欧社会主義の歴史的規定条件」(法政大学経済学会『経済志林』第38巻第1号, 1970年2月), 「東欧革命における過渡期の課題」(門脇彰・荒田洋編『過渡期経済の研究』, 日本評論社, 1975年), 『社会主義経済論序説』(大月書店, 1976年)。

(2) 斎藤稔, 前掲「東欧革命における過渡期の課題」, 279ページ以下。

(3) 斎藤, 前掲『社会主義経済論序説』, 183ページ。

(4) 木村英亮「東ヨーロッパ農業集団化の諸段階——各国の過渡期農業政策とソ連——」(東京大学教養学部『社会科学紀要』1970・71, 第20・21輯, 1971年10月)

(5) 同上, 234ページ参照。

(6) 斎藤, 前掲『社会主義経済論序説』, 178ページ以下参照。

(7) この問題については、かつてわが国では、まさに人民民主主義革命の人民民主主義革命としての歴史性(ブルジョア民主主義革命でもソヴェト型社会主義革命でもないという意味での)から、その第1段階における土地改革がそれそのものとして第2段階の農業集団化への展望をふくむものであったとする見解が支配的であったことにふれておく必要がある。その代表的な見解が宇高基輔氏によるものである。氏は1955年度土地制度史学会秋季学術大会での報告「東欧諸国における土地改革と農業の社会主義的改造」(山田盛太郎編『変革期における地代範疇』, 岩波書店, 1956年所収)(なおほぼ同内容の論稿として「東欧諸国における土地改革と農業の再編成」(東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第7巻第2, 3, 4合併号, 1956年)において、東欧諸国の土地改革を分析し、それが「つぎの任務への発展, すなわち農業の社会主義的改造=再編成への展望をみずからのうちにふくむものであ

た」と主張した(121ページ)。この宇高氏の先駆的研究は、わが国における東欧の土地改革、農業集団化研究の理論的基準となるものではあったが、なによりもその研究がおかれた時代的制約——1956年のソ連邦共産党第20回大会におけるフルシチョフのスターリン批判「秘密報告」に先立つ時代——のために、東欧諸国の農業変革分析にさいして、ソ連邦(したがってスターリン)の農業集団化論を理論的武器とせざるをえなかったし、また1948年のコミンフォルム決議を理論的にも肯定せざるをえなかった。

また、ソ連邦における農業集団化について多くの発言をしている副島種典氏であっても、とくに土地改革における国営農場の創出を重視しながら、「土地改革はそれ自体としては社会主義的性格の変革ではないが、プロレタリアートの権力は農民にとって必要な土地改革を、社会主義への移行をめざす諸方策の一環として実施する」としたのである(副島種典『社会主義建設の理論と実際』、青木書店、1974年、96ページ)。

この問題については、東欧各国における土地改革から農業集団化にいたる歴史的過程の再検証をおこなうことが必要であろう。

(8) 斎藤、前掲『社会主義経済論序説』、185ページ。

(9) 同上、190ページ。

(10) 同上、190ページ。

(11) 同上、192ページ。

(12) なお参考までに、斎藤氏の東欧農業集団化についての独自の結論を紹介すれば、次のとおりである。つまり、農業集団化による社会主義への過渡期の終了(共産主義の第1段階への移行)という「ソ連流」の見解に対して、「土地私有から出発してアルテリ型の集団農場に到達したことが、果たしてどれだけの内容を持って『社会主義的生産関係』の確立と云うのかは疑問である。また、たとえ農業において『社会主義的生産関係』がすでに確立されたとしても、1960年代以降においてもなお東欧諸国の農業生産は停滞を脱することができていないのを見ると、この『社会主義的生産関係』がいまだそれに照応した生産力水準を持ちえないことは明らかである」、したがって東欧諸国も全体としてなお未成熟な社会主義の段階にあるということである(同上、192ページ)。

(13) 同上、183ページ。

(14) 竹浪祥一郎「東欧の社会主義経済」(岡稔・山内一男・竹浪祥一郎『社会主義経済論』、筑摩書房、1968年)

(15) 同上、222ページ。

(16) 同上、225ページ。

(17) 同上、228ページ。

(18) 同上、236~237ページ。

(19) 注(7)参照。

(20) 木村, 前掲, 239ページ。

(21) 同上。

(22) 同上, 259ページ。

(23) 同上, 261ページ。

(24) ソ連邦を主たる研究対象として, 自由な小農民の創出と農民層の「中農化」を主張する見解に副島氏(前掲, 87ページ以下)がある。なお本文でもふれたように, 竹浪氏は土地改革にともなう経営規模の縮小をとくに問題にする立場に立っている(同氏, 前掲, 222ページ)。

(25) 農業集団化の担い手問題については, ソ連邦についてはコンミュンとアルテリの形成に参加したのがなによりも雇農と貧農であったとして副島氏の見解(前掲, 97ページ)と, ユーゴスラヴィア, ルーマニア, ポーランドについて分析した木村氏の見解(前掲, 244, 257, 271ページ)がある。

(26) 周知のとおり, 農業生産の協同化に先行する流通部面での協同化の重要性を強調する見解に立つのが副島氏(前掲, 100ページ)である。

(27) 東ドイツにおける農民の集団化に対する抵抗の弱さを指摘したものに, 本文図2の出所にしめしたTh.ベルクマンがある(前掲訳書, 139ページ)。

(28) なお, 農業生産協同組合の型の問題とならんで重要な問題はその規模についてである。とくにソ連邦での集団化と機械化の関連をみつかった副島氏は「小規模なコルホーズの結成」を問題とする視点を示している(前掲, 111ページ)。

(29) 村田「戦後東ドイツにおける土地改革と農民経営」(『土地制度史学』第77号, 1977年10月), 「戦後東ドイツにおける『新農民経営』とその経営構造——典型村ヴェルニッツにおける——」(大阪外国語大学『学報』第40号, 1978年)

(30) F.Fejtö, Histoire des Démocraties Populaires (熊田享訳『スターリン時代の東欧』, 岩波現代選書, 1979年)。

(31) A.Guerra, Gli Anni del Cominform (坂井信義訳, 『コミンフォルム時代』, 大月書店, 1981年), 訳書181ページ以下, 207ページ以下。

(32) V.Klemm, Agrargeschichte Von den bürgerlichen Agrarreformen zur sozialistischen Landwirtschaft in der DDR (大藪輝雄・村田武訳『ドイツ農業史』大月書店, 1980年), 訳書171ページ。

(33) K.-E. Wädekin, Sozialistische Agrarpolitik in Osteuropa (I.Von Marx bis zur Vollkollektivierung), Berlin (West), 1974, S.139。

(34) Ebenda., SS.140—142。

(35) ゲェルラ, 前掲訳書, 350ページ。